様式２

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		産業廃棄物処理業者に対する許可の取消し又は停止命令
根拠条例･規則等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条　　項		第 14 条の３、第 14 条の３の２、第 14 条の６
所 管 部 課		環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
処分基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定　平成 27 年 7 月 15 日最終改正
備　　考		（参考） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成 23 年 3 月 15 日　環廃産発第 110310002 号　各都道府県知事・各政令市市長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

別紙

1　対象

行政処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第１４条第１項、第６項、法第１４条の２第１項、法第１４条の４第１項、第６項又は法第１４条の５第１項の許可を受けた者が、法第１４条の３又は法第１４条の３の２（法第１４条の６で準用する揚合を含む。）のいずれかに該当するに至ったときに行えるものとする。

2　処分内容の基準

（１）違反行為

①　許可の取消しを命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　無許可営業

法第７条第１項、第６項、法第１４条第１項、第６項、法第１４条の４第１項、第６項の規定に違反した者

イ　不正手段による営業許可取得

不正の手段により、法第７条第１項、第２項、第６項、第７項、法第１４条第１項、第２項、第６項、第７項、法第１４条の４第１項、第２項、第６項、第７項の許可を受けた者

ウ　無許可事業範囲変更

法第７条の２第１項、法第１４条の２第１項、法第１４条の５第１項の規定に違反した者

エ　不正手段による事業範囲変更許可取得

不正の手段により、法第７条の２第１項、法第１４条の２第１項、法第１４条の５第１項の許可を受けた者

オ　施設無許可設置

法第８条第１項、法第１５条第１項の規定に違反した者

カ　不正手段による施設設置許可取得

不正の手段により、法第８条第１項、法第１５条第１項の許可を受けた者

キ　施設無許可変更

法第９条第１項、法第１５条の２の６第１項の規定に違反した者

ク　不正手段による施設変更許可取得

不正の手段により、法第９条第１項、法第１５条の２の６第１項の許可を受けた者

ケ　施設無許可譲受け・無許可借受け

法第９条の５第１項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

コ　事業停止命令違反

法第７条の３、法第１４条の３（法第１４条の６において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

サ　施設改善命令・使用停止命令違反

法第９条の２第１項、法第１５条の２の７の規定による命令に違反した者

シ　改善命令・措置命令違反

法第１９条の３、法第１９条の４第１項、法第１９条の４の２第１項、法第１９条の５第１項、法第１９条の６第１項の規定による命令に違反した者

ス　委託基準違反

法第６条の２第６項、第７項、法第１２条第５項、第６項、法第１２条の２第５項、第６項の規定に違反した者

セ　名義貸しの禁止違反

法第７条の５、法第１４条の３の３、法第１４条の７の規定に違反した者

ソ　受託禁止違反

法第１４条第１５項、法第１４条の４第１５項の規定に違反した者

タ　再委託禁止違反

法第７条第１４項、法第１４条第１６項、法第１４条の４第１６項の規定に違反した者

チ　不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む）

法第１６条、法第１６条の２に違反した者

ツ　不法投棄・不法焼却目的収集運搬

法第１６条、法第１６条の２に違反することを目的として、廃棄物の収集又は運搬をした者

テ　指定有害廃棄物の処理禁止違反

法第１６条の３の規定に違反した者

ト　無確認輸出（未遂、予備を含む）、無許可輸入、輸入許可条件違反

法第１０条第１項（法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）、法第１５条の４の５第１項の規定に違反し、若しくは法第１５条の４の５第４項の規定による条件に違反した者

②　９０日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　虚偽管理票交付

法第１２条の４第１項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

イ　管理票に係る勧告の措置命令違反

法第１２条の６第３項の規定による命令に違反した者

ウ　土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反

法第１５条の１９第４項又は法第１９条の１０第１項の規定による命令に違反した者

③　６０日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　施設の使用前検査受検義務違反

法第８条の２第５項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）、法第１５条の２第５項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

イ　法人の合併及び分割による施設の無認可承継

法第９条の６第１項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認可を受けず一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者

④　４５日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　処理基準及び保管基準違反

法第７条第１３項、法第１２条第１項、第２項、法第１２条の２第１項、第２項、法第１４条第１２項、法第１４条の４第１２項の規定に違反した者

⑤　３０日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　許可条件違反

法第７条第１１項（法第７条の２第２項において準用する場合を含む。）、法第１４条第１１項（法第１４条の２第２項において準用する場合を含む。）、法第１４条の４第１１項（法第１４条の５第２項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者。

イ　施設許可条件違反

法第８条の２第４項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）、法第１５条の２第４項（法第１５条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

ウ　保管届出義務違反

法第１２条第３項又は第１２条の２第３項の規定に違反した者

エ　管理票回付義務違反

法第１２条の３第３項の規定に違反した者

オ　管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載

法第１２条の３第３項、第４項、第５項、法第１２条の５第５項の規定に違反した者

カ　管理票・同写し保存義務違反

法第１２条の３第２項、第６項、第９項、第１０項の規定に違反した者

キ　引受禁止違反

法第１２条の４第２項の規定に違反した者

ク　虚偽管理票写し送付・虚偽報告

法第１２条の４第３項、第４項の規定に違反した者

ケ　土地形質変更届出義務違反・虚偽届出

法第１５条の１９第１項の規定に違反した者

コ　業廃止、変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反、虚偽届出

法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項、法第１４条の５第３項において準用する場合を含む。）、法第９条第３項（法第１５条２の６第３項において準用する場合を含む。）、第４項（法第１５条２の６第３項において準用する場合を含む。）、第５項（法第１５条２の６第３項において準用する場合を含む。）、法第９条の７第２項（法第１５条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

サ　管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載

法第１２条の３第１項(法第１５条の４の７第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

シ　電子管理票虚偽登録、報告義務違反、虚偽報告、管理票写し送付、記載義務違反、虚偽記載

法第１２条の５第１項（法第１５条の４の７第２項において準用する場合を含む。）、第２項、第３項の規定に違反した者

ス　処理困難通知義務違反・虚偽通知

法第１４条第１３項、法第１４条の４第１３項の規定に違反した者

セ　処理困難通知保存義務違反

法第１４条第１４項、法第１４条の４第１４項の規定に違反した者

ソ　維持管理事項記録義務違反､虚偽記載 ､備付け義務違反､維持管理積立義務違反､周辺地域への配慮義務違反

法第８条の４（法第９条の１０第８項、法第１５条の２の４、法第１５条の４の４第３項において準用する場合を含む。）、法第８条の５（法第１５条の２の４において準用する場合を含む。）、法第９条の４（法第１５条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

タ　帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反

法第７条第１５項及び第１６項（いずれも法第１２条第１３項、法第１２条の２第１４項、法第１４条第１７項、法第１４条の４第１８項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

チ　定期検査拒否・妨害・忌避

法第８条の２の２第１項、法第１５条の２の２第１項の規定に違反した者

ツ　処理責任者等設置義務違反、技術管理者設置義務違反

法第１２条第８項、法第１２条の２第８項、法第２１条第１項、第２項の規定に違反した者

テ　報告拒否、虚偽報告

法第１８条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

ト　立入検査拒否、妨害、忌避

法第１９条第１項、第２項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

⑥　１０日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア　多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、実施状況報告義務違反

法第１２条第９項、第１０項、法第１２条の２第１０項、第１１項の規定に違反した者

イ　ふん尿の使用制限違反

法第１７条の規定に違反した者

ウ　廃棄物再生事業者の名称独占規定違反

法第２０条の２第３項の規定に違反した者

エ　一般廃棄物処理手数料条例違反

法第７条第１２項の規定に違反した者

⑦　事故時応急措置命令違反

事故時において、法第２１条の２第１項に掲げる必要な措置を講じておらず、同条第２項の規定に基づく命令を受けたにも関わらず、必要な措置を講じていない者に対しては、応急措置に必要な期間の停止命令を命じることができる。

⑧　法第１５条の３に基づく施設の許可の取消しを命ぜられた者に対しては、その執行に必要と認められる範囲内において、許可の取消しを命じることができる。

⑨　他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたことによって法第１４条の３第１号に該当するに至ったときは、その違反行為の内容に応じて②から⑥の処分基準を準用する。

⑩　施設又は申請者の能力

事業の用に供する施設又はその者の能力が法第１４条第５項第１号、第１０項第１号（法第１４条の２第２項において準用する場合を含む。）、法第１４条の４第５項第１号、第１０項第１号（法第１４条の５第２項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していないと認める場合は、改善に必要な期間の停止又は改善が不可能な場合は許可の取消しを命じることができる。

⑪　欠格要件

①から⑩までの規定にかかわらず、法第１４条の３の２第１項第１号から第６号に

該当するに至ったものは、許可を取り消さなければならない。

⑫　その他の違反

①から⑪までに掲げるもの以外の法違反にあたる行為を行ったものに対しては、必要と認められる範囲内において、許可の取消し又は事業全部若しくは一部の停止を命じることができる。

3　加重事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、２の処分内容の基準に関わらず、内容を加重して行政処分を行うことができる。

（１）過去に処分歴がある者
（２）複数の違反行為を行った者
（３）特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
（４）大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
（５）生活環境の保全上支障を生じさせた者
（６）改善措置を取らない、又は改善状況が非常に悪い者
（７）その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる者

4　軽減事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、２の処分内容の基準に関わらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

（１）違反行為の動機、改悛の度合いに酌量の余地があると認められる者
（２）原状回復を行った者、又は行う意思のある者
（３）その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められる者